

幸校区 自治会規約

平成 17 年 3 月 27 日議決

第 1 条 (名称・事務所)

本会は幸校区自治会と称し、事務所を幸校区市民館(豊橋市西幸町字笠松 184-1, ☎45-9666)に置く。

第 2 条 (目的)

本会は、幸校区内各町自治会もしくは町内会(以下、自治会という。)相互の緊密な連携を図り、町自治の運営に関し連絡調整して、よりよい校区づくり・町づくりを図ることを目的とし、併せて住民の福祉向上と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 明るく健康で温かい校区づくりのための事業
- (2) 安全・快適で住み良い校区づくりのための事業
- (3) 豊かで文化の香る校区づくりのための事業
- (4) 関係官公庁・関連団体への要望及び提言、並びに協力事業
- (5) 自治会活動の円滑化のための調査研究事業
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 4 条 (構成員)

- 1 本会は、幸小学校通学区域内に所在する「豊橋市自治連合会規約」に基づく自治会をもって組織し、自治会には町組織代表としての自治会長もしくは町内会長(以下、自治会長という。)を置く。
- 2 本会は、前項の自治会長をもって構成員とする。
自治会長は、幸校区自治会を編成し、幸校区自治会には校区組織代表としての校区自治会長を置く。
- 3 自治会及び自治会長は、幸校区自治会及び豊橋市自治連合会に所属する。

第 5 条 (自治会の設立、廃止)

- 1 自治会の設立、廃止についての手続きは、「豊橋市自治連合会規約」(平成18年 4 月1日施行)及び豊橋市自治連合会の定める「自治会の設立及び廃止に関する事務取扱規定」に従う。統廃合についても同様とする。
- 2 前項の手続きは、自治会長会、校区総会での承認決議を経た後、豊橋市自治連合会に提出できるものとする。

第 6 条 (役員)

本会に次の役員を置き、役員は自治会長の中から選任する。

- (1) 校区自治会長(以下、会長という) 1名
- (2) 校区自治会副会長(以下、副会長という。) 2名以内
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 2名(内1名は自治会長以外の外部監査とすることができる。)

第 7 条 (役員の職務)

役員の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは予め定め

た順序によりその職務を代行する。

(3) 会計は、本会の会計事務を処理する。

(4) 監査は、本会の事業及び、会計事務を監査する。

第 8 条 (役員を選任等)

1 役員を選任は、本会の構成員の互選もしくは無記名投票によるものとする。

2 役員に欠員が生じた時の補充選任も同様とする。補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 9 条 (役員の任期)

役員任期は1年とする。ただし、以下の場合を除き再任を妨げない。

(1) 会長及び副会長にあっては、6 年を基準とする。

(2) 会計にあっては、再任(通算)4 年までを限度とする。

(3) なお、再任期間の計算に際しては、この規約の施行前における役員就任期間はこれを通算する。

第 10 条 (顧問)

本会に顧問若干名を置くことができる。顧問は、自治会長会の承認を得て会長が委嘱する。顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

第 11 条 (委員)

1 本会の目的を達成し、本規約第 3 条の事業を執行するため、本規約第 6 条に定める役員のほか、本会に委員を置く。

2 委員は、本会を組織する自治会から、必要員数を選出する。各町の選出する委員の員数については、自治会長会において割り当てる。自治会及び自治会長は割り当てる員数を充足させなければならない。

3 委員は、以下の委員会の構成員となり、委員会所管事項の執行に当たる。

a 体育委員会 b 子供会 c 社会教育委員会

d 防犯委員会 e 清掃指導員会 f サポート委員会

g 老人連合会 h 消防団幸分団 i 民生児童委員会

j 小・中青少年健全育成会 k 校区市民館運営委員会

(委員会の名称は、上記にかかわらず、実質の名称を使用して差し支えないものとする。)

4 委員会には、委員長、副委員長、会計等委員会運営に必要な委員会役員を置くものとする。

5 委員会の管理運営・所管事項、及び委員の選出等については別に「委員会規定」を定めることができる。委員会は、「委員会規定」に基づき「委員会内規」を定めることができる。

第 12 条 (会議)

会議は校区総会、自治会長会構成員(月例・臨時)、三役会、予算会、決算会、監査会、連絡会等とし、その他必要に応じ本規約第 2 条の目的達成のための本規約第 11 条第 3 項に定める各種の委員会を置くものとする。

(1) 校区総会は、本会の最高議決機関であって自治会長会構成員及び本規約第 11 条第 3 項に定める委員会委員長をもって構成し、オブザーバーとして関連団体代表及び校区選出委員等が参画する。

定期総会は毎年度末に開催するほか、臨時の必要に応じ開催できるものとする。

校区総会は、会長が招集し、会長もしくは会長の指名する者が議長を務める。

なお、オブザーバーとしての参画者は以下の通りとし、オブザーバーは必要に応じ意見具申することができる。

- | | | |
|--------------|----------------|---------------|
| a 小学校長 | b 中学校長 | c 地区市民館長 |
| d 校区顧問 | e 小学 PTA 会長 | f 小学 PTA 女性部長 |
| g 中学 PTA 会長 | h 中学 PTA 総務委員長 | i 保護司代表 |
| j 青少年育成校区指導員 | k 校区交通安全推進員 | |
| l 施設開放管理員代表 | m スポーツ推進委員 | |

(2) 自治会長会は、自治会長及び三役構成員をもって構成し、毎月もしくは臨時の必要に応じ開催できる。

校区自治会は、校区自治会長が招集し、校区自治会長もしくは校区自治会長の指名する者が議長を務める。

(3) 三役会は、会長、副会長、会計をもって構成し、三役会構成員の何れかがこれを開催し招集することができる。議長は構成員の中から互選する。

(4) 予算会、決算会、監査会、連絡会等は、特定の目的を遂行するための協議機関であって、校区自治会長の承認により本会の構成員が、会議の目的に関連する構成員を招集して開催することができる。議長は通常三役会構成員がこれにあたる。

(5) 委員会は、所属委員をもって構成し、委員会の招集は委員長が当たる。議長は委員長もしくは委員長の指名する者がこれにあたる。

第 13 条 (権能等)

本規約第 12 条に定める会議の定足数は、それぞれの会議構成員の 2 分の 1 以上とし、出席構成員の過半数をもって議事を決する。

(1) 校区総会は、本会の最高議決機関として事業計画、事業予算、事業報告、事業決算、役員承認、町内会の設立・廃止、本規約の制定改廃その他この会の運営上特に重要なことを議決する。

(2) 自治会長会は、本会の執行議決機関であって、第 3 条に定める事業の総括推進に関する事項、校区総会への付議事項に関する事項等を決議する。

(3) 三役会は、自治会長会その他の会議等に付議すべき事項中、三役による事前の協議を必要とする事項について方針を決定する。

(4) 予算会、決算会、監査会、連絡会等は、特別の目的を定めた事項及び専門的事項に属する事項について協議する。

(5) 委員会は、所管事項を協議し執行する。

第 14 条 (経費の支弁)

1 本会の経費は、各町自治会負担金、交付金、助成金、寄付金等、その他収入をもってこれに充てる。

2 校区民等を対象に寄付金等(会費・広告費の徴収等名称の如何を問わない)を徴収しようとする場合は、予め計画書を作成し自治会長会の承認を得なければならない。

3 寄付金等の額は、事業の目的に照らし必要最低限の金額でなければならない、飲食遊興目的に寄付金等を徴収してはならない。

第 15 条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 16 条 (予算及び決算、各町負担金)

1 自治会は、校区運営に必要な資金に充てるため、校区に対し負担金を拠出しなけれ

ばならない。

- 2 自治会負担金の額は、均等割(1町当たり10,000円)と戸数割から成り、戸数割は自治会加入世帯1世帯当たり800円を基準として、具体的金額は自治会長会において定める。臨時の必要ある場合は、別途自治会長会において定める。
- 3 一旦拠出した前項の自治会負担金に残余金や積立金等が生じた場合、その残余金は次年度以降の校区運営資金に充当され、自治会に還付することはしない。
- 4 本会の収支予算は、自治会長会の決議を経た後、校区総会の議決により行うものとする。なお、予算執行に際し、科目間流用、予備費の取り崩しについては校区自治会会長判断による執行を認めるものとする。
- 5 収支決算は、年度終了時監査の監査を経て自治会長会の承認を得た後、校区総会の議決によるものとする。

第 17 条 (経理及び監査事務)

- 1 本会の経理は「幸校区団体等、会計処理規則」に従う。
- 2 本会の監査事務は、現預金出納帳その他必要な帳簿に証拠書類を添付する等監査の指示に基づく書類を提出して行う。
- 3 監査を受けない場合や監査の指示に従わない場合は、翌年の団体助成金は減額もしくは交付停止の措置とすることができる。

第 18 条 (雑則)

- (1) この規約に定めることのほか、必要な事項は自治会長会の議決を得て会長がこれ定める。
- (2) 本規約の制定改廃は、校区総会の議決により行うことができる。
- (3) この規約は、平成 17 年 3 月 27 日より施行する。なお、豊橋市自治連合会の定める「自治会の設立及び廃止に関する事務取扱規定」に関する部分も同様とする。

第 19 条 (附則)

- (1) 平成 19 年 3 月 25 日一部改正
- (2) 平成 23 年 4 月 1 日一部改正(第11条3f)
- (3) 平成 25 年 3 月 24 日一部改正(第4条2項・第6条・第8条1項)
- (4) 平成 28 年 3 月 27 日一部改正(第4条2項・第6条・第8条1項・第9条)